青少年育成施策大綱の概要

1 大綱策定の目的

青少年期は人格の基礎を形成する時期であり、同時に青少年は次代の担い手。少子高齢化、情報化、国際化等の社会の変化と社会的自立の遅れや非行等青少年をめぐる今日的課題を踏まえ、青少年の育成にかかる政府の基本理念と中長期的な施策の方向性を明確に示し、幅広い分野にわたる青少年育成施策を総合的かつ効果的に推進するために策定

2 基本理念

青少年育成施策は、以下の三点を基本理念として推進

- ① 青少年が、現在の生活を充実して送るとともに、将来に向けて社会的に自立した 個人として成長するよう支援
- ② 大人が、大人社会の在り方について見直し、青少年が、成長に応じて大人社会を 理解し適応するという、大人と青少年双方の信頼と努力が必要
- ③ 青少年の健全な育成は、社会全体の責任であり、すべての組織及び個人が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組むことが必要

3 重点課題

自立、責任、連帯、寛容などの人間性を涵養し、人権尊重の精神や他者と共生していく上で何が求められ何が許されないかという規範意識を身に付けることは、社会的存在としての人間が備えるべき基本であり、成長の過程で自ずと備わるよう配慮が必要。本大綱においては、社会的自立の遅れと不適応の増加という今日的状況にかんがみ、全年齢期を通じて今後特に重点的に取り組む4つの課題を設定

(1) 社会的自立の支援

青少年が就業し、親の保護から離れ、公共へ参画し、社会の一員として自立した 生活を送ることができるよう支援するため、包括的な若者の自立支援方策を検討・ 推進。また、社会性を育成するため、特に、ボランティア活動の振興施策を推進

(2) 特に困難を抱える青少年の支援

非行等の社会的不適応を起こしやすい状況にあるなど、特に困難を抱える青少年に対して、その環境や条件が改善されるよう、特別の支援を実施。支援に当たっては、個人や個々の家庭への差別意識を生じさせないよう十分留意

(3) 能動性を重視した青少年観への転換

保護・教育を受けるだけでなく、自分の意見をもち、自己を表現し、他者を理解

し、他者に働きかけ、家庭や社会のために自ら行動する、積極的、能動的な側面を併せもつ新たな青少年観への転換を推進

(4)率直に語り合える社会風土の醸成

青少年の健全な育成への取組が適切に推進されるよう、青少年の現状について、 率直に語り合える社会風土を醸成。青少年の実態と意識等についての調査研究や情報提供を推進

4 年齢期ごとの施策の基本的方向

青少年育成施策は、0歳からおおむね30歳未満までの年齢層を対象とするが、 成長段階ごとの特性と課題を踏まえて適切に実施。施策の実施に当たっては、個人 差に配慮するとともに、各年齢期の連続性を重視

(1)乳幼児期

人間への基本的信頼と愛情を育てていく基礎となる、親や特定少数の人との強い情愛的きずなを形成するとともに、複数の人々との多様なかかわりを通じて認知や情緒を発達させ人格を形成していくことが重要

母子の健康の確保・増進

- ・安全で快適な妊娠出産の確保・・地域保健の充実・・小児医療の充実
- ・「食育」の推進

子育て支援の充実

- ・男女共に子育てと就業が両立しやすい職場づくり
- ・ 育児等退職者の再就職支援 ・ 待機児童ゼロ作戦 ・ 子育て相談の充実
- ・多様な主体による子育て支援とネットワークづくり ・経済的支援 保育所・幼稚園等での養護・教育の充実
- ・サービスの第三者評価の推進 ・認可外保育施設の指導監督の強化
- ・保育所と幼稚園の連携強化と一体的運営の推進、新しい体制の整備
- ・保育所・幼稚園と小学校との連携推進・安全教育

(2)学童期

後の成長の基礎となる体力・運動能力を身に付け、多様な知識・経験を蓄積し、 家族や仲間との相互関係の中で自分の役割や連帯感などの社会性を獲得してい くことが重要

健康の確保・増進

- ・学校における教育・相談体制の充実 ・地域における相談
- ・小児医療の充実 ・メディアを通じた広報啓発 日常生活能力の習得
- ・基本的生活習慣の形成 ・体力の向上 ・コミュニケーション能力の育成
- ・規範意識の醸成 ・安全教育 ・メディアを活用する能力 学力の習得
- ・教育内容の充実 ・全国的な学力の把握・評価

社会的自立につながる活動機会の保障

- ・集団遊びの機会の確保 ・ボランティアなど社会奉仕体験活動
- ・学校での特別活動の推進 ・地域等での多様な活動

(3)思春期

自分らしさを確立するために模索し、社会規範や知識・能力を習得しながら大人への移行を開始することが重要。思春期にある若者の特性を踏まえ、適切な距離を保ちつつ成長を支援することや性差に応じたきめ細かな相談・支援が行われるよう配慮

健康の確保・増進

- ・学校における教育・相談体制の充実
- ・地域における相談、医療機関での対応 ・メディアを通じた広報啓発
- ・思春期特有の課題への対応 学力の向上
- ・教育内容の充実 ・全国的な学力の把握・評価 就業能力・意欲の習得
- ・勤労観・職業観と職業に関する知識・技能の育成 ・就職支援 社会生活能力の習得
- ・社会や経済の仕組みについての現実的理解と知識の習得
- ・メディアを活用する能力・規範意識の醸成・・安全教育・・ボランティア
- ・学校での特別活動の推進 ・体力の向上 ・国際交流活動
- ・地域等での多様な活動

(4)青年期

親の保護から抜け出し、社会の一員として自立した生活を営み、さらに、公共へ参画・貢献していくことが重要

大学教育等の充実

- ・教育内容の充実・学習支援サービス・高度な大学教育の充実
- ・生涯学習への対応 ・専修学校の充実 職業能力開発・就業支援の充実
- ・職業的自立に向けた総合的支援・学校での就職指導
- ・職業選択の指導助言・能力開発・就職支援・農林漁業への就業支援
- ・起業支援 ・労働市場づくり ・職場定着支援 生活設計・人生設計の支援
- ・奨学金等の充実・居住の支援
- ・職業安定機関、社会保険機関、教育機関等の連携による情報提供
- ・年金等社会保障についての情報提供・意識啓発 公共への参画の促進
- ・公的制度に関する情報提供・意識啓発・政策形成過程への参画促進
- · 社会貢献活動

5 特定の状況にある青少年に関する施策の基本的方向

様々な事情で不利な立場に置かれていたり、特別な支援を必要とする青少年に対する施策を実施

- (1)障害のある青少年の支援
 - ・障害のある青少年の支援 ・LDやADHDなどの青少年の支援
- (2)ひとり親家庭等の支援
 - ・ひとり親家庭 ・経済的に困難な家庭 ・養護に欠ける児童
- (3) 少年非行対策等社会的不適応への対応

少年非行対策

- ・少年非行対策への総合的取組
- ・非行防止、多様な活動機会・場所づくり、相談活動 ・補導活動
- ・関係者の連携したサポート体制の構築 ・事件の捜査・処理 ・施設内処遇
- ・更生保護、自立支援・・立ち直り支援・・処遇全般の充実・多様化
- ・非行少年の家族への働きかけ ・いじめ・校内暴力対策 ・非行集団対策
- ・被害者への配慮

不登校・ひきこもり、摂食障害等

- ・青少年の心の問題への対応 ・不登校・ひきこもり対策
- (4) 青少年の被害防止・保護
 - ・児童虐待防止対策・青少年の福祉を害する犯罪対策
 - ・その他の犯罪対策 ・いじめによる被害対策 ・災害・事故防止対策
- (5) 労働市場で不利な条件下にある青少年の支援
 - ・高校中退者、若年失業者等の就労支援等・障害者の就労支援等
 - ・非行少年の就労支援等

6 支援のための環境整備施策の基本的方向

年齢期ごとの施策や特定の状況にある青少年に関する施策を効果的に実施する 環境を整備するための施策を実施

(1)利用しやすいサービス体制づくり

専門職の養成・確保

- ・医療・保健関係専門職・児童福祉に関する専門職・教員
- ・児童思春期の心理関係専門職・・少年補導や非行少年の処遇に関する専門職
- ・キャリア・コンサルタント(職業選択や将来の職業生活設計等に関する相談を行う人材)

若年・壮年世代も含めた民間協力者の確保と研修

- ・民間協力者の確保と研修 ・同世代又は年齢の近い世代による相談・支援 専門機関・相談機関等の充実とネットワークづくり
- ・専門機関・相談機関の充実 ・事案に応じた専門機関・相談機関の連携
- ・包括的な一次相談・支援窓口の整備・充実・相互支援活動の促進

- (2)魅力的な学校づくり
 - ・開かれた学校づくり ・多様な教育活動と選択制の推進
 - ・体制・機能の充実・安全管理の徹底
- (3)地域を支えるまちづくり・むらづくり
 - ・地域社会意識の維持・再生・創出
 - ・子育てを支援する良質な住宅・居住環境の整備
 - ・安心して外出等できる環境の整備
 - ・青少年が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
 - ・青少年や家族の活動の場の整備
- (4)情報・消費環境の変化への対応

情報・消費環境の変化に対応した知識・能力の習得支援

- ・メディアを活用する能力の向上 ・消費者教育 青少年を取り巻く有害環境への対応
- ・各種メディア等を通じた有害情報対策
- ・インターネット上の違法・有害情報への対応
- ・風俗営業、性風俗関連特殊営業の適正化
- ・酒類・たばこの未成年者に対する販売等の防止
- (5)調査研究、青少年にもわかりやすい情報提供、広報啓発活動の推進
 - ・調査研究 ・青少年にもわかりやすい情報提供 ・広報啓発活動

7 推進体制等

- (1)関係行政機関間の連携・協力
- (2)地方公共団体や青少年も含めた民間団体等との連携・協力
- (3)国際的な連携・協力

国際機関等における取組への協力 情報の収集・発信

- (4)情報公開と青少年も含めた国民の意見の反映
- (5)政策評価と影響調査
- (6)大綱の見直し

用語(注)

青少年 : 子どもと若者の総称(0歳からおおむね30歳未満までの者)

大人 : 青少年期を脱した者

子ども : 乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)と学童期(小学生)の者 若者 : 思春期(中学生からおおむね18歳まで)と青年期(おおむね18

歳からおおむね30歳未満まで)の者

「青少年育成施策大綱」(抄)

(平成15年12月 青少年育成推進本部)

- 5 特定の状況にある青少年に関する施策の基本的方向
 - (3) 少年非行対策等社会的不適応への対応

少年非行対策

(関係者の連携したサポート体制の構築)

関係機関等が少年に関する情報を共有し、連携して対応する仕組みを構築する。特に個々の少年の問題性に応じて関係機関等が支援のためのチーム(サポートチーム)を形成する取組の一層の推進や、「学校・警察連絡協議会」、「少年補導センター」などの既存の組織の活性化を図る。

また、行政機関相互の情報共有やサポートチームの形成促進及び活動の活性化を図るため、必要に応じた法整備などの方策の検討を行う。

(いじめ・校内暴力対策)

学校における規範意識を培う指導、教育相談体制の充実、小・中学校における出席停止制度の適切な運用、学校と関係機関からなるサポートチーム等の地域における支援システムづくりを推進し、いじめや暴力行為を大幅に減少させる。

また、いじめに起因する事件や校内暴力事件の早期把握、解明に努め、 事件を起こした少年に対する適切な処遇を推進し、再発防止を図る。